

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人は、上告趣意書を提出したが、その内容は英語で記載されており、日本語を用いていないから、裁判所法七四条に違反し不適法である。弁護人松永光信の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年六月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	関	根		小	郷
裁判官	天	野		武	一
裁判官	坂	本		吉	勝
裁判官	高	辻		正	己